

鳥取県中小企業団体中央会の 官公需関連事業等について

鳥取県中小企業団体中央会

鳥取県中小企業団体中央会とは

▶ 中小企業団体中央会とは

- ・ 中小企業等協同組合法により、中小企業の組合等連携組織を会員として設立。
- ・ 全国47都道府県に設置。
- ・ 組合等の設立や運営の支援、任意グループなどの緩やかな連携組織の形成支援などを行っているほか、金融・税制や労働問題など経営相談に応じる。
- ・ 組合等のために共同販売・受注事業や共同研究開発事業、情報化対策事業、研修会、個別専門指導など各種助成事業による支援を行う。

▶ 鳥取県中央会の概要

- ・ 会員数 279（令和2年10月末現在）
- ・ 鳥取県に存在する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、信用協同組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合及びこれらの連合会、その他の中小企業関係団体で構成。

鳥取県中央会の官公需関連事業

- ▶ **1. 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供**
- ▶ **2. 官公需総合相談センターの常設**
- ▶ **3. 官公需適格組合**
- ▶ **4. 官公需施策の意見要望**

1. 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ▶ 国・独立行政法人、地方公共団体がホームページ上で掲載している発注情報を「官公需情報ポータルサイト」を通じて中小企業者へ提供。

<https://www.kkj.go.jp/s/>

令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針【抜粋】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4. 官公需情報の提供の徹底

(2) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

① 国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、小企業者（概ね従業員5人以下の事業者をいう。以下同じ。）を含む小規模事業者が必要な新着情報を自動配信等の形で、より迅速かつ的確に入手できるようにする。このため、中小企業庁は、官公需情報ポータルサイトの利用促進を図るために、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者に対する普及促進に努めるとともに、利用者のニーズを踏まえた改修を行い、運営する。

② また、中小企業・小規模事業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報ははじめとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業・小規模事業者に提供するものとする。

③ さらに、中小企業・小規模事業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

- ▶ 鳥取県中央会ホームページに官公需情報ポータルサイトのリンクバナーを掲載し、県内中小企業者の活用を促進

The image shows a screenshot of the Tottori Information Web Portal Site of Smaller Businesses. The main page features a navigation menu on the left with categories like '組合事業支援' and '組合運営支援'. A red circle highlights a link for '官公需情報 (ポータルサイトへリンク)'. A red arrow points from this link to an inset window showing the '官公需情報ポータルサイト' search interface. The inset window includes a search bar with fields for '検索キーワード', '入札件名', and '機関名', a 'ヘルプ' button, a '10 件ずつ表示' dropdown, and '検索' and 'クリア' buttons. Below the search bar are '絞り込み検索条件' (Filter Search Conditions) for '受注内容' and '入札区分', and '入札資格' (Bidding Qualification) with checkboxes for A, B, C, D, and others. A right sidebar contains a 'お知らせ' (Notice) section with dates like H29/2/28 and H27/11/21.

2. 官公需総合相談センターの常設

- ▶ 平成22年度より全国47都道府県中央会内に**官公需総合相談センター**を設置。
- ▶ 官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る。

令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針【抜粋】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4. 官公需情報の提供の徹底

(3) 官公需に関する相談体制の整備

③ 中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援する。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1. 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

(1) 新規中小企業者への配慮

⑥ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、上記第2に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとする。

主な業務内容

- (1) 「官公需情報ポータルサイト」を活用した情報の提供
- (2) 「官公需適格組合制度」の概要や取得申請・更新等に関する助言等
- (3) 中小企業者等からの官公需情報に関する問合せの対応

鳥取県中央会の官公需関連相談件数

令和元年度 60件

平成30年度 11件

主な相談内容

- ・官公需適格組合の証明申請に関する相談や書類作成支援
- ・官公需関連組合等に対する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」等情報提供

3. 官公需適格組合

▶ 「官公需適格組合」とは

中小企業組合の中で、特に官公需の受注に対して意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明する制度。物品納入等と工事の2つの証明区分があり、1組合が両方を取得することも可能。

令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針【抜粋】

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

2 組合の活用に関する基本的な事項

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援する。

鳥取県の官公需適格組合

▶ **鳥取県ビルメンテナンス協同組合**（役務）

組合員数：15名

主な受注品目：清掃

▶ **鳥取県石油協同組合**（物品）

組合員数：83名

主な受注品目：揮発油・灯油・軽油・重油

▶ **中部地区生コンクリート協同組合**（物品）

組合員数：5名

主な受注品目：生コンクリート

※各組合の情報は官公需適格組合便覧(平成29年10月版)でご覧いただけます。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kumiai_binran/index.html

4. 官公需施策の意見要望

- ▶ 第72回中小企業団体全国大会で、**官公需対策の推進・強化を要望**した。（令和2年10月）

重点要望事項

- （1）感染症対策や自然災害からの復旧時の緊急随意契約・前倒し発注の実施など官公需適格組合等の積極的活用、災害協定等締結等への官公需適格組合等への優先発注
- （2）予定価格積算の調査・額の決定方法の統一による適切な単価設定、感染対策経費や働き方改革関連法に対応した必要経費の適切な計上
- （3）コロナ禍対策としての納期や工期の柔軟な設定、発注機関からの一方的な減額要請の禁止
- （4）少額随意契約の正確な広報、消費税率引上げ等を勘案した適用限度額の大幅な引上げ

その他、個別要望事項において、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された契約目標額及び目標率について、必ず目標を上回る契約実績を達成すること等、12項目の要望を実施。

※要望事項の詳細は全国中小企業団体中央会ホームページに掲載しています。

<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/72zenkokutaiikai201022.html>

まとめ

▶ 1. 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

国・独立行政法人、地方公共団体がホームページ上で掲載している発注情報を「官公需情報ポータルサイト」を通じて中小企業者へ提供。鳥取県中央会ホームページにリンクバナー掲載。

▶ 2. 官公需総合相談センターの常設

鳥取県中央会の令和元年度相談件数は60件、官公需適格組合の証明申請に関する相談や書類作成支援や官公需関連組合等に対する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の情報提供を実施。

▶ 3. 官公需適格組合

官公需の受注に対して意欲的かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを経済産業局が証明する制度。鳥取県では現在3組合がその証明を受けている。

▶ 4. 官公需施策の意見要望

第72回中小企業団体全国大会で、官公需対策の推進・強化を要望。